二　次に掲げる収支計算書
イ　事業活動収支計算書
ロ　資金収支計算書及び資金収支計算書に基づき作成する活動区分資金収支計算書

第二節　貸借対照表

（貸借対照表の内容）

第十七条　貸借対照表は、当該会計年度末現在における全ての資産、負債及び純資産の状態を明瞭に表示するものとする。

（貸借対照表の記載方法）

第十八条　貸借対照表には、資産の部、負債の部及び純資産の部を設け、資産、負債及び純資産の科目ごとに、当該会計年度末の額を前会計年度末の額と対比して記載するものとする。

（減価償却資産の表示方法）

第十九条　減価償却資産については、当該減価償却資産に係る減価償却額の累計額を控除した残額を記載するものとする。ただし、必要がある場合には、当該減価償却資産の属する科目ごとに、減価償却額の累計額を控除する形式で記載することができる。

（金銭債権の表示方法）

第二十条　金銭債権については、徴収不能引当金の額を控除した残額を記載するものとする。ただし、必要がある場合には、当該金銭債権の属する科目ごとに、徴収不能引当金の額を控除する形式で記載することができる。

（貸借対照表の記載科目）

第二十一条　貸借対照表に記載する科目は、別表第一のとおりとする。

（貸借対照表の様式）

第二十二条　貸借対照表の様式は、第一号様式のとおりとする。

［章名を削る。］

第三節　事業活動収支計算書

（事業活動収支計算書の内容）

第二十三条　事業活動収支計算書は、当該会計年度の次に掲げる活動に対応する事業活動収入及び事業活動支出の内容を明瞭に表示するとともに、当該会計年度において第十二条及び第十三条の規定により基本金に組み入れる額（以下「基本金組入額」という。）を控除した当該会計年度の諸活動に対応する全ての事業活動収入及び事業活動支出の均衡の状態を明瞭に表示するものとする。

一～三　［略］

（事業活動収支計算の方法）

第二十四条　事業活動収入の計算は、当該会計年度の学校法人の負債とならない収入について行うものとする。

2　事業活動支出の計算は、当該会計年度において消費する資産の取得価額及び当該会計年度における用役の対価に基づいて行うものとする。

3　［略］

（勘定科目）

第二十五条　学校法人は、この節の規定の趣旨に沿つて事業活動収支計算書を作成するため必要な勘定科目を設定するものとする。

［節を加える。］

第三章　事業活動収支計算及び事業活動収支計算書

［節名を付する。］

（事業活動収支計算の目的）

第十五条　学校法人は、毎会計年度、当該会計年度の次に掲げる活動に対応する事業活動収入及び事業活動支出の内容を明らかにするとともに、当該会計年度において第二十九条及び第三十条の規定により基本金に組み入れる額（以下「基本金組入額」という。）を控除した当該会計年度の諸活動に対応する全ての事業活動収入及び事業活動支出の均衡の状態を明らかにするため、事業活動収支計算を行うものとする。

一～三　［同上］

（事業活動収支計算の方法）

第十六条　事業活動収入は、当該会計年度の学校法人の負債とならない収入を計算するものとする。

2　事業活動支出は、当該会計年度において消費する資産の取得価額及び当該会計年度における用役の対価に基づいて計算するものとする。

3　［同上］

（勘定科目）

第十七条　学校法人は、この章の規定の趣旨に沿つて事業活動収支計算を行うため必要な勘定科目を設定するものとする。